

# 浪速区幸町地域活動協議会規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名称及び事務所）

本会は、浪速区幸町地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を幸町3丁目1番25号の幸町集会所（幸町老人憩の家）に置く。

### 第2条（活動区域）

本会の活動の対象とする区域は、浪速区幸町地域（幸町1丁目、幸町2丁目、幸町3丁目、以下「地域」という。）とする。

### 第3条（目的）

本会は、地域を、高齢者にやさしく、安全で安心な住みやすいまちにしてゆくために、また地域の子ども青少年の健全な成長と発達に資するまちにしてゆくために、より多くの地域のさまざまな団体が、その構成する個人ならびに活動区域の住民（以下「地域住民」という。）を含め、相互に連携・協力し、実りある活動を実施してゆくことを目的とする。

### 第4条（構成）

- 1 本会は、第2条に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。
- 2 本会への新たな団体の参加については、第10条に規定された運営委員会の決議によるものとする。
- 3 本会は、構成団体が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認めるときは、運営委員会の決議を経て、当該団体を除名することができる。

### 第5条（活動）

- 1 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
  - (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
  - (3) 防災、防犯、交通安全に関すること
  - (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
  - (5) 子ども青少年の健全育成や非行防止に関すること
  - (6) 生涯学習や文化に関すること
  - (7) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること
- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、次の活動は行わない。
  - (1) 営利を目的とする活動
  - (2) 教勢の拡大や信者を教化育成することを目的とする儀式行事等の宗教活動
  - (3) 政治上の主義を推進あるいは支持する活動、又はこれに相對する政治上の主義に反対することを目的とする活動

- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にあるもの、又は政党を推薦あるいは支持する活動、又はこれに相對する特定の候補者もしくは公職にあるもの、又は政党に反對することを目的とする活動

3 その他本会の運営に関すること。

## 第2章 役員

### 第6条（役員及び監事）

本会に次の役員及び監事（以下「役員等」という。）を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1名以上
- (3) 会計 1～2人
- (4) 監事 若干名

### 第7条（役員等選任）

- 1 役員は運営委員会において選任する。
- 2 監事は前条に規定された（1）～（3）の役員を兼ねることができない。

### 第8条（役員等の職務）

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたとき、或いは会長が職務を実行できないときは、その職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計を担当する。
- 4 監事は本会の会計及び役員の実務執行を監査する。

### 第9条（役員任期）

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員欠員に伴い選任された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、平成27年度の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

## 第3章 運営委員会

### 第10条（運営委員会の組織）

運営委員会は、別表に定める各種団体の代表及び会長が指名する者（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

### 第11条（運営委員会の決議事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項

- (3) 規約に関する事項
- (4) 本会の構成、組織に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

#### 第12条（運営委員会の開催）

- 1 運営委員会は会長が招集する。
- 2 運営委員会は次の場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 運営委員会の過半数（2分の1）以上から請求があったとき
- 3 運営委員会の議長は、会長がこの任に就く。ただし、必要に応じ別に議長を選出することができる。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数（2分の1）以上の出席がなければ、開会することができない。

#### 第13条（運営委員会の議決）

運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数（2分の1）以上の賛意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### 第14条（運営委員会の書面表決等）

- 1 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合、第12条第4項及び第13条に規定の定足数及び議決の適用は、その運営委員が出席したものとみなす。

#### 第15条（運営委員会の議事録）

- 1 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
  - (1) 開催日時及び場所
  - (2) 第10条の規定により組織された運営委員の現在数と第14条第1項に規定された書面表決者及び表決委任者を含む出席数
  - (3) 審議事項及び決議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名する。

#### 第16条（議事録の公開）

- 1 地域住民は、会長に申請のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。
- 2 前項の場合において、議事録に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

## 第4章 部 会

### 第17条（部会の設置）

会長は、運営委員会の決議により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

## 第5章 事業計画・予算・会計

### 第18条（事業計画及び予算）

- 1 本会の事業計画及び予算は、次項に定める事業担当者からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の決議を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 事業担当者は、担当する事業の運営担当者の中から会長が指名する。
- 3 事業担当者は、事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

### 第19条（事業報告及び決算）

- 1 本会の事業報告及び決算は、前条で定めた事業担当者からの報告をもとに、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
- 2 事業担当者は、事業報告案及び決算書を作成し、会長に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

### 第20条（会計帳簿の整備及び公開）

- 1 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。
- 3 前項の場合において、会計に関する帳簿に個人情報等公開することが適当でない情報が含まれている場合には、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。

### 第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 規約の変更

### 第22条（規約の変更）

この規約は、運営委員会において議決しなければ、変更することはできない。

## 第7章 雑 則

### 第23条（委任）

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

### 附則

1. この規約は、平成27年2月25日から施行する。
2. 改訂

第6条役員定数について、副会長「1名」を「1名以上」とし活動の多様化に対応することを可能とする人員配置とするとともに、会計の「1名」を「1名～2名」と改訂し会計業務の強化を可能とした。また、第12条運営委員の議長について、同条3項に「ただし、必要に応じ別に議長を選出することが出来る。」を追記し、議長を会長に限定することによる運営委員会の審議内容の形骸化、硬直化を避けた。第15条2項の「署名捺印」を「署名」に修正し簡略化した。本改訂は平成28年4月1日より施行する。

以上

別表（構成団体の一覧）

No.	団 体 名 称
1	幸町連合振興町会
2	幸町連合振興町会 女性部
3	幸町連合振興町会 青年部・こども会
4	幸町地区社会福祉協議会
5	幸町地区民生協議会
6	日吉校区(幸町) 青少年指導員
7	日吉校区(幸町) 青少年福祉委員
8	防犯協会幸町支部
9	幸町老人憩いの家運営委員会
10	淀川左岸浪速第2水防団

別図（活動範囲）

第二条関係

幸町地域

本会の対象とする区域（黒太枠内）

